

(仮称) 草津市協働のまちづくり条例

- 制定への提言書 (案) -



平成25年 月

草津市協働のまちづくり条例検討委員会

目次

提言にあたって	・・・・・・・・ 1
▼草津市協働のまちづくり条例検討委員会	
全体の構成図（フレーム）	・・・・・・・・ 2
前文	・・・・・・・・ 3
第1章 総則的事項	・・・・・・・・ 4
第2章 各主体の役割	・・・・・・・・ 9
第3章 まちづくり協議会	・・・・・・・・ 12
第4章 基礎的コミュニティ	・・・・・・・・ 16
第5章 市民公益活動団体	・・・・・・・・ 17
第6章 市の取組み	・・・・・・・・ 18
第7章 第3者機関の設置	・・・・・・・・ 20

▼提言にあたって

人々のライフスタイルや価値観の多様化、地域社会におけるコミュニティの希薄化等を背景とし、市だけでは解決できないこと、また市民だけでも解決できない問題が地域で増大しています。このような地域の課題を解決するためには、市民と市民、または市民と市が責任と役割を分担し、相互の信頼と理解のもと、お互いの特性や能力を持ち寄って連携、協力する協働の取組みが重要となってきます。

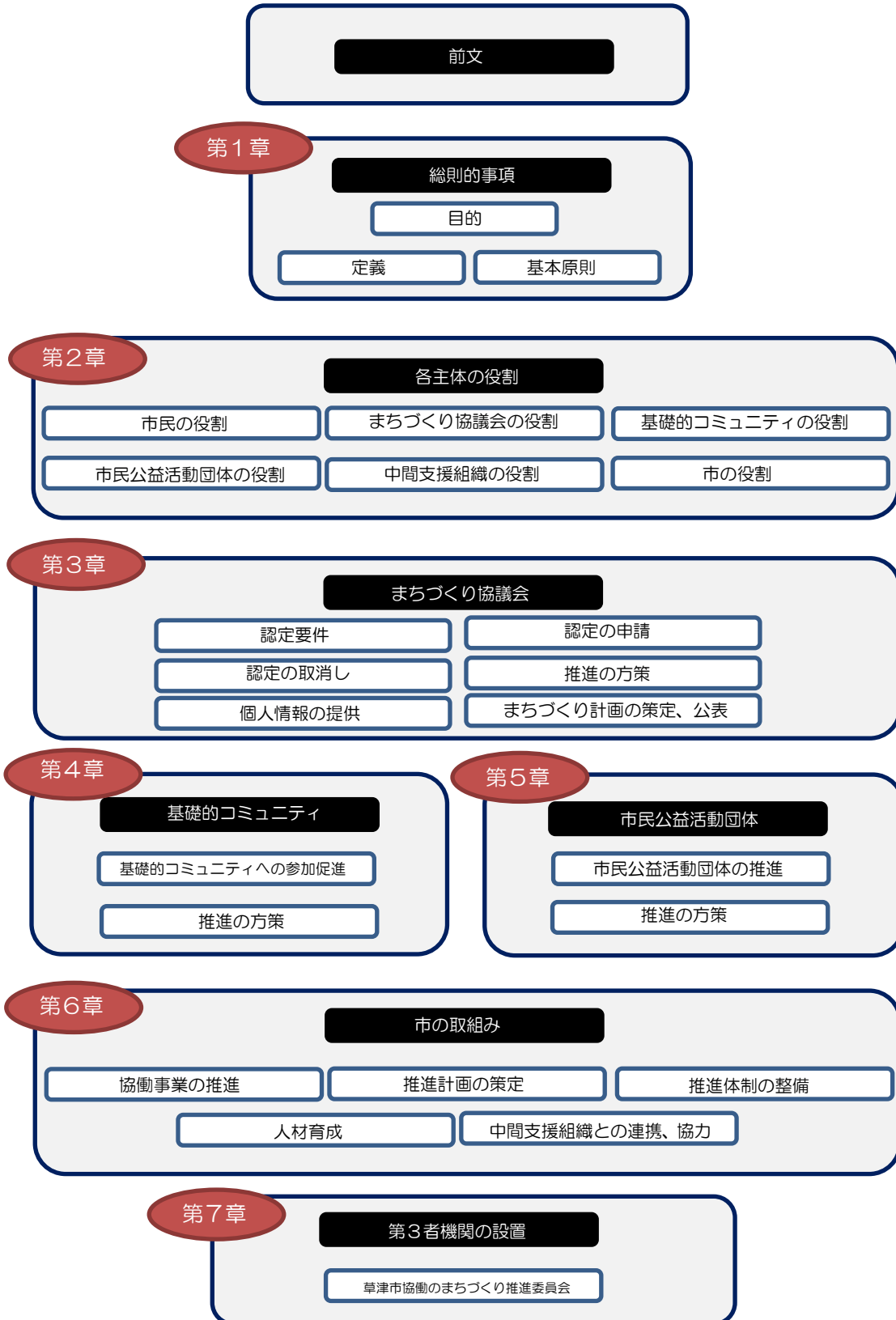
私たち草津市協働のまちづくり条例検討委員会は、草津市における「協働」の取組みを一層すすめることを目的とし、市長に提言書を提出するため、平成24年6月29日に第1回目の検討委員会を開催して以来、1年以上かけて、全9回の検討委員会を開催し、委員それぞれの立場から発言し、議論を重ねてまいりました。

この提言には、私たちが住み、働き、学ぶ草津のまちを協働のまちづくりによってより住み良いまちへと育てていきたいという願いが込められています。

まちはひとりがつくるものではありません。(仮称)草津市協働のまちづくり条例が制定されることを契機とし、これまで以上に「ずっと住み続けたい」と思えるまちをみんなで一緒につくっていきましょう。

草津市協働のまちづくり条例検討委員会

全体構成



前文

草津市自治体基本条例では、わたしたちがまちづくりの主体として自らが必要と考えるまちづくりに協働して取り組むこととしています。多様化していく地域課題を解決し、住み良いまちを築いてくためには、これまで以上に、市民、まちづくり協議会、基礎的コミュニティ、市民公益活動団体、市などがそれぞれの責任を自覚するとともに、役割を分担しながら協働してまちづくりを行わなければなりません。

これからも住み続けたいと思えるまちは、地域や世代を超え、わたしたち一人ひとりが互いに力を合わせ、未来へとつなげるための努力により実現できるものであり、そのため協働によるまちづくりを進めることへの決意を込め、ここに草津市協働のまちづくり条例を制定します。

【基本的な考え方】

前文は、条例制定の背景や基本的な考え方、決意などを明らかにするために置くものとされており、この条例が自治体基本条例の流れを汲んでいることや協働のまちづくりをすすめる市民の決意等を簡潔に表現しました。

第1章 総則的事項

I. 目的

- ① この条例は、協働によるまちづくりの基本原則およびその実現を図る基本的事項を定めるものです。
- ② 市民、まちづくり協議会、基礎的コミュニティ、市民公益活動団体、中間支援組織および市の役割を条例上で明らかにし、それぞれの主体が連携および協力することで、住み良い地域社会の実現を図ります。

【基本的な考え方】

- ① 協働のまちづくりをすすめるうえでの考え方や、ルールをこの条例で定めることを示しています。
- ② まちづくりの主体が役割分担を行い、連携、協力してまちづくりをすすめることにより、すべての人が支え合いながら安心して生活を営むことができる地域社会の実現を目指します。

II. 定義

解釈上の疑義が生じないように、条例で使われる用語を定義します。

①協働

共通の目的を実現するために、まちづくりの主体が責任と役割を分担し、相互の信頼と理解のもと、お互いの特性や能力を持ち寄って連携、協力することで、単独で実施するよりも大きな成果を生み出す取組みをいいます。

②まちづくりの主体

市民、まちづくり協議会、基礎的コミュニティ、市民公益活動団体、および市をいいます。

③市民

市内に居住、通勤、もしくは通学する者、市内で活動する団体または市内で事業を営む者をいいます。

④まちづくり協議会

概ね小学校区域内で、基礎的コミュニティを中心として、地域の課題は地域において解決することを基本とし設置される地域に一つの**総合的な**自治組織をいいます。

⑤基礎的コミュニティ

町内会、自治会等、**身近な**地域の課題を解決するため、当該区域を活動範囲とする地縁に基づいて形成された組織をいいます。

⑥市民公益活動団体

不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とし、特定の**テーマに基づいて課題解決に向けて**自発的かつ自主的に活動を行う非営利の団体をいいます。

⑦中間支援組織

まちづくりの主体への助言、情報提供等の支援を行うとともに、まちづくりの主体間の連携を図るための活動を行う組織をいいます。

【基本的な考え方】

- ① 協働とは、共通の課題解決のため、単に連携、協力するだけで終わりというのではなく、最終的には成果を生み出す取組みであると考えます。まちづくりの主体が単独では解決できない問題、または連携したほうがより高い効果が期待される問題については、協働によって解決することが重要です。
- ② 協働のまちづくりを担う各主体のことを合わせてまちづくりの主体と定義します。
- ③ 地域が抱える問題を解決するためには、草津市に関係する多様な人の力を合わせ、解決を図る必要があることから市民を広く捉え定義しています。
- ④ まちづくり協議会は、地域の町内会、自治会等を中心として、地域の課題は地域において解決することを基本とした住民主体の自治組織です。
まちづくり協議会は、地域の代表組織として市と連携し、地域の課題解決を行うことが期待されています。そのため、同様の組織が同区域内に存在しないこと、対象地域の地域住民全員に参加の機会が保障されていることが必要です。
- ⑤ 基礎的コミュニティとは、町内会、自治会を中心とする地縁に基づく各種団体の

ことをいいます。

地域には町内会や自治会の他、自主防災組織や老人クラブ、子ども会など様々な団体が地域課題の解決に当たるため活動されています。こうした面識のある関係に裏付けられた、地域住民の自主的な意志に基づいて結成された任意の団体を基礎的コミュニティと定義します。

- ⑥ 特定のテーマに基づき、自主的な社会貢献活動を組織的かつ継続的に行う団体をいい、法人格の有無は関係ありません。

地縁に根ざした団体でも環境を守る活動やまちづくり活動など、外に開かれた活動を行っている団体は、市民公益活動団体として捉えることができます。

なお、宗教の教義や政治上の主義を広めることを主たる目的とした活動、特定の候補者や政党を支持することなどを目的とする活動を行う団体は市民公益活動団体から除きます。

また、非営利とは、事業等を通じて利益を得てはいけないという意味ではなく、得た利益を構成員で分配してはならないということを意味しており、構成員が労働の対価として収入を得ることは問題ありません。

- ⑦ 市民と市民、市民と市などの間に立って、パイプ役としてコーディネートを行うほか、組織が持つノウハウや情報、ネットワーク等を活用しそれぞれの活動を支援する組織のことをいいます。

Ⅲ. 基本原則

自助・共助・公助の考え方を踏まえ、まちづくりの主体がそれぞれの果たすべき役割を理解し、次に掲げる原則に基づいて協働のまちづくりを推進するものとします。

- (1) 対等の原則 お互いを対等なパートナーとして尊重しながら取組みをすすめること
- (2) 自主・自立の原則 それぞれの自主性を尊重し、依存しあうことなく自立した関係を保つこと
- (3) 相互理解の原則 それぞれが持つ理念や特性を理解し合うこと
- (4) 共有の原則 協働の目的と成果の到達点を共有すること
- (5) 公開の原則 協働の過程や成果について、市民に情報を発信し、透明な関係をつくること
- (6) 評価の原則 協働に関わったパートナーは、事業の経過や結果について、それぞれ評価を行うことで、より良い関係をつくるとともに協働事業の発展に努めること
- (7) 相互変革の原則 協働の過程を通じて、ともに学び、ともに変わり、ともに成長していく姿勢、意識を持つこと

【基本的な考え方】

自助・共助・公助の考え方では、自らが解決できる問題については自ら解決することが理想的です。この考え方を基本におき、単独では解決できない課題がある場合、または協働の手法を用い解決を目指すほうがより高い効果が望める場合には、協働を検討することが必要であると考えます。

協働の効果をより高め、相乗効果を発揮していくためには、双方が協働の原則を理解し、それを遵守していくことが必要です。パートナーとしての関係を構築するため、この7つの原則を守りながら、取組みをすすめることが重要となります。

第2章 各主体の役割

I. 市民の役割

市民は、自らがまちづくりの主体であることを認識し、協働に関する理解を深めるとともに、自主的にまちづくりの推進に努めるものとします。

【基本的な考え方】

住み良い地域社会の実現を図るためには、まず市民に自身がまちづくりの主体であるということを自覚していただかなければなりません。

また、協働のまちづくりをすすめるためには、市民に自らが暮らす地域において、自らができることを考え、すすんでまちづくりに参加していただく意識を醸成する必要があります。

II. まちづくり協議会の役割

- ① まちづくり協議会は、地域の代表として地域の意見、要望を把握し、地域課題の解決に向けて、計画的に取り組むものとします。
- ② まちづくり協議会は、市、市民公益活動団体等と連携、協力し、協働のまちづくりを推進するよう努めるものとします。

【基本的な考え方】

- ① 各学区・地区には、多種多様な活動団体が存在しており、それぞれの組織はそれぞれ目標にそって活動されています。まちづくり協議会は、これらの団体を包括する地域住民組織の代表となることから、住民の意見を吸い上げる機能を有し、地域の課題を解決できる組織である必要があります。
- ② まちづくり協議会を構成する団体はもちろんのこと、それ以外の市や市民公益活動団体、事業者、大学などと連携、協力し、協働のまちづくりを推進する役割が期待されています。

III. 基礎的コミュニティの役割

- ① 基礎的コミュニティは、地域の絆を深め、身近な地域課題の解決に努めるものとします。
- ② 基礎的コミュニティは、自ら行う活動に関し、地域住民の参加の機会を確保するとともに、地域住民の理解を得るように努めるものとします。

【基本的な考え方】

- ① 自助・共助・公助の考え方に基づき、地域で解決できる問題は、まず地域で解決に当たっていただく必要があります。こうしたことから、基礎的コミュニティには日ごろより、地域活動などを通じて、住民同士の絆を深められるよう努めていただく必要があると考えます。
- ② 基礎的コミュニティは、誰もが参加しやすい開かれた組織であり、また、価値観の多様化や時代の変化に対応した活動や運営を行うよう努めるものとしします。

IV. 市民公益活動団体の役割

- ① 市民公益活動団体は、自らの活動の社会的意義を自覚し、その知識や専門性を生かし、まちづくりに貢献するよう努めるものとしします。
- ② 市民公益活動団体は、市民に対し積極的に情報提供を行い、その活動への理解と参加を促すよう努めるものとしします。
- ③ 市民公益活動団体は、市、まちづくり協議会等と連携、協力し、協働のまちづくりの推進に努めるものとしします。

【基本的な考え方】

- ① 市民公益活動団体は、自らの活動の社会的意義を自覚し、自らの持つ専門性や先駆性を生かし、まちづくりに貢献することが求められています。
- ② 市民公益活動を活性化させるためには、まちづくりに参加して地域社会に貢献したいと願う市民に対してきっかけづくりを行うことが重要です。
そのためには、市民に情報提供を分かりやすく行い、市民意識の醸成を図る必要があります。また、市民公益活動団体の活動が社会的な評価を受けるためには、自らの活動を広く情報公開することで、透明性を確保することも必要です。
- ③ 市民公益活動団体は公共サービスの担い手となることが期待されているほか、まちづくり協議会や事業者、大学などの協働のパートナーとして、その専門性や先駆性を活かすことが期待されています。

V. 中間支援組織の役割

- ① 中間支援組織は、まちづくりの主体への助言および情報提供、人材の育成等に努めるものとしします。
- ② 中間支援組織は、自らの機能を高めるため、中間支援組織相互の情報共有および連携を図るよう努めるものとしします。

- ① 中間支援組織は、情報発信、マッチング、相談、人材の育成機能等をもって各組織が抱える課題を解決する役割を期待されています。
- ② 自らが持つ中間支援機能を高めるため、中間支援組織が相互に連携することで、まちづくり協議会および市民公益活動団体等の活動を活性化させることにつながります。

VI. 市の役割

- ① 市は、積極的に市民に情報提供を行うほか、市の事業への参加の機会を提供するよう努めるものとします。
- ② 市は、市民が自主的、主体的に行うまちづくりを尊重するものとします。
- ③ 市は、協働のまちづくりを推進するために必要な活動の環境整備に努めるものとします。

【基本的な考え方】

- ① 市は、協働のまちづくりを推進するため、ホームページや広報紙等の様々な伝達手段を用い、市民に地域のまちづくりに関する情報を積極的に提供するほか、市の事業への参加の機会提供に努めるものとします。
- ② 市は、市民が主体的、自主的に行うまちづくりを尊重し、まちづくりを行うものとしています。
- ③ 協働によるまちづくりを実現するために必要な活動の環境整備について定めています。環境整備とは、啓発及び研修、ネットワークの構築、協働の拠点機能充実などが考えられます。

第3章 まちづくり協議会

I. 認定要件

- ① 市は、地域住民が地域におけるまちづくりを自主的に行うために結成した団体であって、次の各号のいずれにも該当するものをまちづくり協議会として認定するものとします。
 - (1) 基礎的コミュニティおよび地域住民で構成され、かつ区域内で活動する個人、団体にも参加の機会が保障されていること
 - (2) 地域の課題は地域においてを解決することを基本とした住民主体の自治組織であること
 - (3) 透明性が確保され、かつ、民主的な運営が行われるものであること
 - (4) 行政市のパートナーとして、協働のまちづくりを推進する組織であること
 - (5) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、および信者を教化育成する活動を行わないこと
 - (6) 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対する活動を行わないこと
 - (7) 特定の公職の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とする活動を行わないこと
- ② 認定は、概ね一の小学校区域につき概ね小学校区域を範囲として、各区域につき一団体に限り行うものとします。

【基本的な考え方】

- ① まちづくり協議会に対して、地域における代表性を担保し、財政等の支援を行うため、一定の要件を設け、市が認定することとします。
 - (1) まちづくり協議会の構成員は、基礎的コミュニティおよび地域に住む住民を基本とし、かつ市民公益活動団体や事業者等にも参加の機会が保障されているものとします。
 - (2) まちづくり協議会の自律性について謳っており、まちづくり協議会は、地域の将来を地域住民が責任を持って考え、住民の望む暮らしやすいまちづくりを実現する組織であるため、地域住民自らが主体的に考え、行動していただくことが必要です。
 - (3) まちづくり協議会は、地域の代表組織であることから、その運営について透明性が確保され、活動も地域住民の民意に基づき行わなければなりません。
 - (4) まちづくり協議会は、行政市のパートナーとして市と連携し必要な取り組みを行い、地域と市の協働のまちづくりを推進する役割が期待されています。
 - (5) (6) (7) まちづくり協議会は、地域住民の意見を集約する地域の代表組織で

あるため、第5号～7号にある宗教の教義を広めたり、特定の公職を応援する行為等は、日本国憲法第19条に規定のある「思想・良心の自由」を侵す可能性があり、これを行う団体は認定することができません。

- ② まちづくり協議会は地域の代表組織であるため、~~概ね一の小学校区域につき概ね~~
~~小学校区域を範囲として、一つの地域につき~~一団体しか存在することができません。

Ⅱ. 認定の申請

まちづくり協議会の認定を受けようとする団体は、市に対し申請するものとします。

【基本的な考え方】

まちづくり協議会として認定を受けようとする団体は、市に必要な書類を添えて申請する必要があります。

Ⅲ. 認定の取消し

市は、まちづくり協議会が認定要件を満たさなくなった場合、またはまちづくり協議会として適当でないと認められる場合には認定の取消しを行うことができるものとします。

【基本的な考え方】

この項目は、まちづくり協議会が認定を受けた後に、その認定が取消されるケースについて述べています。認定要件を満たさなくなった場合、その他、認定されたまちづくり協議会にふさわしくないと認められるとき、認定が取り消されることとなります。

Ⅳ. 推進の方策

- ① 市は、必要に応じ、まちづくり協議会の認定を受けたものに対し、活動場所や情報の提供のほか、人的および技術的な支援等を行うとともに、予算の範囲内において、財政的措置を講じるよう努めなければなりません。~~また、まちづくり協議会の認定を受けようとする者に対しても、必要に応じ、同様の支援を行うよう努めるものとします。~~

- ① ~~市は、まちづくり協議会活動の推進に関する施策を総合的に実施するものとします。~~

- ② 市は、まちづくり協議会 ~~およびまちづくり協議会の認定を受けようとする者の~~ 自主性、自立性を尊重するものとします。

【基本的な考え方】

- ① 市は、まちづくり協議会の認定を受けたものに対し、支援を行うものとしており、支援の具体的な方法としては、活動場所や情報の提供のほか、交付金の交付等を想定しています。認定後のまちづくり協議会はもちろんですが、認定される前のまちづくり協議会であっても必要に応じて同様の支援をできるものとしています。ただし、これは、認定を受けるまでの暫定的な処置であり、認定を受けようとする意思が必要になります。
- ② 市は、まちづくり協議会の活動の推進に関する施策を総合的に実施することとしています。
- ② 市は、支援を行う際、まちづくり協議会およびまちづくり協議会の認定を受けようとする者の自主性、自立性を尊重しなければなりません。なお、当該地域において、既に認定されているまちづくり協議会がある場合は、支援の対象外となります。

V. 個人情報の提供

- ① 市は、安心、安全のまちづくりおよび協働のまちづくりの推進に必要と認められる場合、草津市個人情報保護条例に基づき、まちづくり協議会に対し個人情報を提供することができるものとします。ただし、個人情報を提供する際は、**プライバシーの確保個人の権利利益の保護**等その権利が侵害されることのないよう十分に配慮するものとします。
- ② 個人情報の提供を受けたまちづくり協議会は、提供された目的以外で個人情報を利用することはできないものとします。
- ③ **提供を受けた情報を管理する者は、知り得た個人情報を漏洩することがないよう、適切に管理するものとします。**

【基本的な考え方】

- ① 一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、または障害者等、普段の生活に不安を抱えておられる方が地域には、たくさんいらっしゃいます。誰もが安心して暮らすことのできる地域をつくるため、まちづくり協議会に対し、目的や対象者、閲覧者等を限定し、個人情報を提供できるものとしています。
- ② 提供を受けたまちづくり協議会は、個人情報の取扱いについて一定の制限や義務を課せられることとなります。**まちづくり協議会は、提供された名簿を本来の目的以外に使うことはできませんし、第3者に提供することもできません。**
- ③ **まちづくり協議会の中で、提供を受けた情報を管理する者は、名簿によって知り得た個人の情報を漏洩することがないよう、適切に管理するものとします。**

VI. まちづくり計画の策定、公表

- ① まちづくり協議会は、自分たちの地域を一層住み良い地域とするために、地域の目指す将来像を掲げるとともに、それを実現するため解決すべき課題やその解決方法を示した計画を策定した場合、それを地域住民に公表するものとします。
- ② 地域住民は、その計画に従ったまちづくりに努めるものとします。
- ③ 市は、まちづくり計画に従った自主的なまちづくりを尊重するものとします。

【基本的な考え方】

- ① まちづくり計画が策定された場合は、地域の将来像を地域住民全体で共有するため、これを地域住民に公表する必要があります。
- ② 地域で定めたまちづくり計画を実現するためには、地域住民全員が同じ方向を向いてまちづくりを行うよう努めなければなりません。
- ③ 市がまちづくりを行う場合は、まちづくり計画に記した地域住民が望むまちの姿を実現するため、可能な範囲においてこの計画を尊重し、施策や事業の実施にあたらなければなりません。

第4章 基礎的コミュニティ

I. 基礎的コミュニティへの参加促進

- ① 地域住民は、一人ひとりが基礎的コミュニティの活動への理解を深め、その活動に積極的に参加し、または協力するよう努めるものとします。
- ② 地域住民は、自らが基礎的コミュニティの担い手であることを認識し、そのコミュニティを守り育てるよう努めるものとします。

【基本的な考え方】

- ① 地域住民一人ひとりが基礎的コミュニティの活動の果たす意義や役割を理解し、その活動に参加することで、まちづくりの大きな原動力となることが期待されています。一人ひとりが基礎的コミュニティの担い手として活動を支え、積極的に活動への参加や協力を努めていくことが必要です。
- ② 地域住民は、自らが基礎的コミュニティを動かす原動力であることを認識し、その活動が継続的かつ安定して行われるように、基礎的コミュニティを大切に守り育てていくこととしています。

II. 推進の方策

- ① 市は、基礎的コミュニティの活性化のため、必要に応じ、活動や情報の提供等の支援を行うものとします。
- ② 市は、基礎的コミュニティの自主性、自立性を尊重するものとします。

【基本的な考え方】

- ① 市は、基礎的コミュニティの活性化を図るために、基礎的コミュニティに対し、側面的な支援を行うこととしています。
- ② 市は、基礎的コミュニティの自主性、自立性を尊重しながら、その活動を支援することとしています。

第5章 市民公益活動団体

I. 市民公益活動の推進

市民は、市民公益活動の果たす社会的な意義や役割を理解し、協力するとともに推進するよう努めるものとします。

【基本的な考え方】

少子高齢化の進展や価値観の多様化等の社会的背景を受けて、市だけで複雑化する市民ニーズや地域課題に対応することが難しくなっています。そこで、専門性や先駆性等の特性を持ち、市の持つ公平性や、企業の持つ利潤追求という価値観にとらわれない取組みが可能な市民公益活動団体の役割が重要になってきています。

市民一人ひとりが市民公益活動の果たす社会的な意義や役割を理解し、その活動を応援することが市民公益活動を推進する大きな原動力となります。

II. 推進の方策

- ① 市は、市民公益活動の活性化のため、必要に応じ活動や情報の提供等の支援を行う市民公益活動の推進に関する施策を総合的に実施するものとします。
- ② 市は、市民公益活動団体の自主性、自立性を尊重するものとします。

【基本的な考え方】

- ① 市は、市民公益活動の活性化を図るために、市民公益活動団体の推進に関する施策を総合的に行うこととしています。
- ② 市は、市民公益活動団体の自主性、自立性を尊重しながら、その活動を支援することとしています。

第6章 市の取組み

I. 協働事業の推進

- ① 市は、まちづくり協議会および市民公益活動団体等との協働事業を積極的に推進するものとします。
- ② 市は、協働事業を推進するため、予算の範囲内で財政的措置を講ずるよう努めるものとします。

【基本的な考え方】

- ① 市は、まちづくり協議会、市民公益活動団体等との協働により事業を実施した方が効果的に事業を実施できると評価した事業については、積極的に事業の協働化を推進するものとしています。
- ② 上記の協働事業を行う際、市は、自らの役割の一部として予算の範囲内において財政的措置を行うよう努めるものとします。

II. 推進計画の策定

市は、協働のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、まちづくり協議会、市民公益活動団体、市等の協働を推進するための計画を定めるものとします。

【基本的な考え方】

本条例の実効性を担保する仕組みの一つとして、まちづくり協議会、市民公益活動団体および市等の協働を推進するための計画を定めることとしています。

本条例に協働を推進するための具体的な施策、事業を位置づけるのではなく、期間を定めた計画を策定し、この中で各施策を位置づけ、これを定期的に見直すことで、まちづくりの動向を見究めながら、そのときの時勢にあった施策を打ち出すことが可能になります。

III. 推進体制の整備

市は、協働を推進するため、組織全体で取り組み、横断的連携が図れるよう庁内体制の強化を図るものとします。

【基本的な考え方】

協働のまちづくりを推進するため、市の組織において縦割りでなく横断的な連携が

とれるよう、庁内体制の強化を図ります。具体的には協働のまちづくりの推進に関する部局間の連携、総合調整に関することなどについて所掌する「草津市協働のまちづくり推進本部会議」について、条例に位置づけます。

IV. 人材育成

- ① 市は、市職員に対し協働のまちづくりに関する多様な研修を実施し、その必要性を認識させるように努め、市民との信頼関係の構築を図るよう努めるものとします。
- ② 市職員は、地域社会の一員として積極的にまちづくりに参加し、地域の課題を把握し、自らの資質向上に努めるものとする。

【基本的な考え方】

- ① 協働によるまちづくりにおいて、市が果たすべき役割は大きく、協働のまちづくりを推進するため、市職員の育成についてここで規定しています。市民との協働によるまちづくりを進めていくために、市職員が率先して協働の重要性について認識を深めていく必要があります。
- ② 協働によるまちづくりをすすめるため、市職員自らも地域社会の一員として基礎的コミュニティの活動や市民公益活動などのまちづくりの活動に積極的に参加することとしています。
市職員は、資質向上のため、地域課題を把握するとともに、一市民として、自らできることを考え、その専門性や能力を活用して積極的に地域のまちづくりに参加・参画していくべきであると考えています。

V. 中間支援組織との連携、協力

市は、協働のまちづくりを推進するため、必要に応じ中間支援組織と連携および協力を行うものとします。

【基本的な考え方】

中間支援組織には、まちづくりの主体が行うまちづくり活動を支援する役割のほか、協働事業をコーディネートする役割が期待されています。協働事業を成立させるためには、パートナー同士が相互理解を深め、組織や文化の違いを埋める必要があります。そのため、双方のコミュニケーションを促進し、協働事業をコーディネ

ートする中間支援組織の役割は非常に重要です。

これらのことから市は、中間支援組織と連携、協力し効果的に協働のまちづくりを推進するものとします。

第7章 第3者機関の設置

I. 草津市協働のまちづくり推進委員会

- ① 市は、この条例の実効性を高めるため、草津市協働のまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとします。
- ② 委員会の所掌は、次のとおりとします。
 - 1 推進計画に関する事
 - 2 協働のまちづくりに係る施策の推進に関する事
 - 3 協働事業等の評価に関する事
 - 4 基礎的コミュニティ活動及び市民公益活動への参加促進に係る施策に関する事
 - 5 その他協働のまちづくりに必要と認められる事
- ③ 推進委員会は、前項各号に規定する事項について、市に意見を述べる事ができます。
- ④ 委員会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから委嘱します。
 - 1 公募による市民
 - 2 学識経験者
 - 3 地域を代表する者
 - 4 市民公益活動団体を代表する者
 - 5 その他市が必要と認める者
- ⑤ 委員の任期は、2年とします。
- ⑥ 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

【基本的な考え方】

- ① この条例の協働によるまちづくりの推進を実効性あるものにし、時代の流れに対応させるため、本市の附属機関として「草津市協働のまちづくり推進委員会」を設置することを定めています。
- ② 委員会では、推進計画に関する事、協働のまちづくりに係る施策の推進に関する事、協働事業等の評価に関する事、基礎的コミュニティ活動および市民公益活動への参加促進に係る施策に関する事など協働によるまちづくりの推進に関わる基本的な事項について取り扱うものとしています。
- ③ 委員会は、協働のまちづくりの推進に必要な事項について、委員会から市に対して意見を述べる事ができるものとしています。

- ④ 委員会には協働のまちづくりに関わる様々な属性の市民を構成員とします。具体的には、公募による市民、学識経験者、地縁団体の代表、市民公益活動団体の代表、その他市長が必要と認める者から委員会が構成されるとしています。
- ⑤ 委員の任期は、2年です。
- ⑥ 委員が欠けたとき補充される委員の任期は、前任者の残任期間とします。